小樽市子どもの学習・生活支援事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和７年１月

小樽市こども未来部こども福祉課

１　委託業務名

小樽市子どもの学習・生活支援事業（以下「委託業務」という。）

２　目的

小樽市子どもの学習・生活支援事業の実施に当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

委託業務を行うに当たり、価格のみではなく、事業者の専門性、企画力、業務実績等を総合的に勘案し、優れた提案を行った事業者を本委託業務の委託候補者として選定するものとする。

３　委託業務の概要

⑴　業務内容

貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない子どもに対し、学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、子どもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談等に応じるなど、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。なお、業務の目的を達成するために、仕様書に定める以外の取組を提案することは妨げないが、あくまで副次的な取組とすること。

（詳細については別添「小樽市子どもの学習・生活支援事業業務仕様書」のとおり）

⑵　対象者

ひとり親世帯、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生及び高校生等（高校中退者及び中卒者含む）

⑶　会場

小樽市内中心部の公共施設等１か所

⑷　委託期間（予定）

契約締結日（令和７年４月１日予定）から令和８年３月３１日まで

⑸　契約上限額（予定・予算額）

６，８１７千円（消費税及び地方消費税を含む。）

４　スケジュール（予定）

公募開始	令和７年１月３１日（金）
質問受付期限	令和７年２月１２日（水）午後５時まで
質問への回答	令和７年２月１８日（火）までに回答
企画提案書提出期限	令和７年２月２６日（水）午後５時まで

ヒアリング審査　　令和７年３月上旬
選考結果通知　　令和７年３月中旬

５　参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、公示日から契約日までに、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　法人であること（個人、法人格を有しない団体及び共同企業団体（ＪＶ）で応募はできない）。

⑶　次に掲げるものに該当しない者であること。

①　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に規定する更正手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正計画認可の決定がされていない者であること。

②　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。

⑷　応募書類提出期限において、直近１年間の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市区町村税の滞納がないこと。

⑸　応募書類提出期限において、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑹　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

⑺　小樽市又は小樽市近郊に事務所を有し、令和２年４月から令和７年１月まで継続して、子どもの学習支援等、本委託業務と同等又は類似した業務を実施している実績があること。

６　質問及び回答

委託業務に係る質問事項がある場合は、必ず受付期間内に次のとおり所定の質問書（様式第４号）を提出してください。なお、電話や窓口訪問による口頭での質問、受付期間を過ぎて提出された質問については一切受け付けません。

⑴　受付期間

令和７年１月３１日（金）～令和７年２月１２日（水）午後５時まで

⑵　提出方法

質問書を下記アドレス宛の電子メールに添付し提出してください。

E-mail：kodomo-fukusi@city.otaru.lg.jp

メールタイトルを「学習支援プロポーザル質問書（法人名）」とし、送信後に確認のため電話連絡をしてください。

⑶　回答方法

提出された質問事項と回答については、令和７年２月１８日（火）までに質問者へ電子メールで回答するとともに、小樽市ホームページに掲載する。

７　企画提案書等の提出

⑴　提出書類

①　参加申込書（様式第１号）

②　応募資格確認書（様式第２号）

③　各種証明書（発行後３か月以内のものに限る、写し可）

ア　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

イ　国税、都道府県税、市区町村税の滞納がないことの証明書（未納の税額がないことの証明）

④　企画提案書（様式第３号）

⑤　企画提案の詳細（任意様式）

別添「小樽市子どもの学習・生活支援事業業務仕様書」に基づき、以下の項目に準じて作成すること

ア　法人の概要及び事業実績

イ　委託業務に対する基本的な考え方

ウ　業務実施体制

エ　委託業務と同等又は類似の業務実績の内容

オ　委託業務の具体的な実施内容

カ　その他提案に必要な事項及びアピール事項

⑥　見積書及び内訳書（消費税及び地方消費税含む）（任意様式）

※ 項目ごとの金額を明示した内訳を記載すること

⑵　提出期間

令和７年１月３１日（金）～令和７年２月２６日（水）午後５時まで

⑶　提出方法

持参又は郵送により提出してください。持参の場合は土・日曜日、祝日を除く日の午前９時から午後５時までに持参し、郵送の場合は⑵の期間内必着とする。

⑷　提出先

〒０４７－８６６０

小樽市花園２丁目１２番１号（小樽市役所 別館５階）

小樽市こども未来部こども福祉課

⑸　提出部数

７部（正本１部、副本６部）

※ 様式第１号～様式第３号は正本のみ押印し、上記以外の書類については正本と副本を同様の仕様で作成して提出すること（副本は正本の写しとしても可）

８　選定方法

⑴　審査体制及び審査方法

庁内関係部局の職員で組織する選定委員会を設置し、提出書類の審査を行うとともに、必要に応じて提案者へのヒアリングを行い、別紙「評価基準表」の評価項目に基づき企画提案内容の評価点を算出し、その合計点の最も高い事業者を最適提案者として選定する。

⑵　審査基準

別紙「評価基準表」を参照してください。

⑶　ヒアリング審査

選定委員会は、企画提案書等を基に企画提案の内容、履行能力及び意欲等を把握するために、必要に応じてヒアリングを実施する。なお、ヒアリングには本委託業務に従事する予定の者が１名以上必ず出席するものとし、ヒアリングを行う場合の詳細な日時と場所については、企画提案書を提出した事業者に別途個別に通知する。

⑷　提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

①　「５　参加資格」要件を満たさなくなった場合

②　提出期限を過ぎて書類が提出された場合

③　提出書類に虚偽の内容を記載した場合

④　審査の公平性を害する行為があったと小樽市が認めた場合

⑤　その他選定委員会が不適格と認めた場合

⑸　審査結果の通知

令和７年３月中旬（予定）

審査の結果は、速やかに審査対象の全事業者に対して、書面及び電子メールで通知する。なお、審査結果に関する問合せや異議申立てについては受け付けません。

９　契約手続等

⑴ 最適提案者に選定された事業者を委託候補者とし、企画・提案内容を踏まえて契約締結の協議を行い、地方自治法第２３４条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

⑵ 契約締結後の辞退は原則認めないものとし、受託の辞退により小樽市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

⑶ 契約の締結に当たり、事業の対象世帯の区分に応じて個別に契約を締結するものとする。（ひとり親世帯分で１契約、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯分で１契約）

⑷ 契約の締結は、本事業に係る令和７年度予算が小樽市議会で可決された後に行うものとし、議会の可決を得られなかったときは、契約を締結しない場合がある。

10　その他留意事項

⑴　本提案に係る諸経費等は、全て参加事業者の負担とする。

⑵　提出された書類等は返却しないものとする。

⑶　提出期限以後の書類の再提出、追加、差替は認めない。

⑷　提出された書類は、審査目的以外には使用しないものとする。

⑸　提出された書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。

⑹　提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。

⑺　書類提出以後の参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしないものとする。

⑻　本業務に関して、提案事業者が１者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

⑼　本企画提案において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本企画提案の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、本企画提案への関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄するものとする。

11　問合せ・連絡先

小樽市こども未来部こども福祉課（市役所別館５階）

担当：半谷、三浦
〒047-8660　小樽市花園２丁目１２番１号
電　話：0134-32-4111　内線 319
ＦＡＸ：0134-31-7031
電子メール：kodomo-fukusi@city.otaru.lg.jp